

平成30年度第7回郡上市行政改革推進審議会 要録

日 時

平成31年3月19日（火）15時00分～16時45分

会 場

郡上市総合文化センター4階 第1大会議室

出席委員

尾藤望会長、昇秀樹会長代理、井上勇治委員、蒲智美委員、神谷公眞委員、河合美世子委員、
田代光敏委員、田中栄子委員、古橋容子委員、増田雅幸委員

職務による出席者

日置市長公室長（途中出席）、河合企画課長、鷲見改革推進係長

会議内容

1. 開会

≪市長公室長は、別の会議に出席をしているため、後ほど出席する旨を事務局より報告≫

2. あいさつ

＜会長あいさつ要旨＞

新元号を徹夜で祝う郡上おどり実行委員会が、改元の際に徹夜踊りを企画している。この企画は大変面白く、このような企画が“ぱっ”とできる地域は素晴らしいと思う。先日、JCの会議で鈴木三重県知事の話聞く機会があった。よくよく聞いてみると、本審議会答申（案）の中でも触れたように、当然知事には知事としての目標はあるものの、それがすべて答えになるとは限らず、知事なりにこの現状をどのようにしたら良いか苦悩しているのではないかと受け止めた。知事の話の中で「地域のつながりが大切」であるとの言葉が出てきた。私見としては、現代は、権利や個人を尊重しながら、絆を大事にする。しかし、その割には集団で行うことに拒絶反応するという、ある意味で二律背反することをそれぞれの人が言っている節がある。このような中で、先ほど述べたような郡上踊りの企画ができる地域は素晴らしいと思っており、大綱の審議や皆さんからの意見を通じて、行政運営を含めこの地域をなんとかできれば良いと考えている。本日も皆さんのお知恵を拝借しながら、より良い答申をしていきたいのでよろしく願います。

3. 審議事項（尾藤会長が議長として進行）

事前に郵送した、「第3次郡上市行政改革大綱（修正案）」及び「実施計画掲載項目」に基づき事務局が説明。第6回審議会での指摘を踏まえた修正箇所の確認、全体構成の最終確認を行い、改めて審議し、委員からの意見を求めた。また、その後、大綱（案）に添えて審議会から市長に提出する答申書（案）の内容について、これまでの審議会における各委員からの意見を抽出した資料を提示し、全体意見、個別の意見の振り分け等について、委員から再度意見を求めた。

（1）第3次郡上市行政改革大綱（案）について（第6回審議会の振り返り 他）

【大綱（案）、資料：1】

意見及び質疑応答

（増田委員）内容については、大変うまくまとめていると思う。字句の修正として、元号と西暦を二重書きしているが、数箇所年次の修正が必要な部分があるので対応いただきたい。質問として、資料編にある今後の職員数の推計において、急激に職員数が増加する年次があるが、なぜそうなるのか理由を伺いたい。

（事務局）可能性としては、消防署などで翌年度の退職者数を前年度に確保するなどの対応を行う場合があるが、確認して後ほどお答えする。元号等の修正は、改めて適切に行う。

（河合委員）数値等については、複数で確認して対応をお願いしたい。

(神谷委員) 4ページの、「4. 財政運営の基盤となる収入の減少」の本文中で「合併特例措置」という文言があるが、1ページの本文中では「合併算定替特例」という言葉を使用している。言葉の統一が必要ではないか。

(事務局) 「合併算定替特例」に統一するよう改める。

(神谷委員) もう一点、前回は指摘させていただいたが、同じく4ページの「3. 公共施設・インフラの老朽化」の文末の「時代の要請に応じた公共の環境づくり、サービスや利便性向上のために、公共施設全般の見直しで得られた財源等を一定程度配分し、投資していくことが求められています。」という表現が分かりにくいと思われる。意味としては、「施設を廃止したことで生み出された財源によって、グレードアップを図る」ということだと思うが、なるべく分かりやすくするような表現ができないか。

(事務局) この部分については、今一度表現を検討する。

(会長代理) まず、資料部分については良くまとめられている。内容を見ると、職員数や地方債残高を削減し、財調基金を増やし、経常収支比率を9割超から下げている。数字は嘘をつかないので、本当に郡上市が頑張ってきたことが如実に分かる資料となっている。行政改革はこの自治体でもやっているが、ここまでやっているのは全国でも少ないと思う。市長のリーダーシップのもと頑張った成果であると思う。それ自体は素晴らしいが、一方で人口の将来推計を見るとそれでも大変で、決して油断できない。資料編は、これから大変さが分かるものとなっている。問題は、このことをいかに分かりやすく市民の皆さんに知っていただくかということである。ここまでやっても、これからも大変だということを地道に伝えていかなければならない。質問だが、郡上市における住民自治基本条例は、他の自治体でいう自治基本条例のように、郡上市の憲法的な要素を含んだ条例と捉えて良いか。

(事務局) そのとおりである。

(田代委員) 前回の指摘事項も反映されており、冒頭の目的の本文も分かりやすくまとめられている。一点だけ、2ページの地方分権改革の成果である「組織風土改革」について、なじみのない言葉であると思われるので、用語解説を入れていただきたい。

(事務局) 第2次行政改革大綱では注釈を入れており、今回落としていたので改めて用語解説を追記させていただく。

(河合委員) 本文ではないが、参考資料の郡上市人口ピラミッドの平成27年の後ろに西暦で2015年を入れていただくと、年次が分かりやすいのでお願いしたい。

(事務局) ご指摘も含め、元号と西暦の併記については、見やすさと分かりやすさの点から今一度検討して、表記していきたい。

(会長) その他よろしいか。それでは、次に答申(案)の審議に移る。

(2) 答申(案)について [答申(案), 資料: 2]

意見及び質疑応答

(会長) それでは、まず答申書本文についてご意見を伺う。その前に確認だが、答申書は、これまで審議を行った大綱(案)を添えて市長へ提出するというところでよいか。また、答申に添えた大綱(案)は、審議会が提出した内容のままパブリックコメントに付すことになるのか。

(事務局) これまでの経過であるが、骨格をもって審議会へ市長が諮問し、審議会事務局の立場で私たち企画課が素案や資料を示しながら、審議会において大綱(案)の形につくりあげていただいた。これをもって審議会は市長に答申する。市は答申を受けて、内容を確認の上成案として決定し、パブリックコメントを行うとともに意見があった場合はそれを受け止め、必要な修正を行った上で最終的に大綱を確定する。これが手続き上の流れとなる。但し、恐らくは、ほとんどこのままパブリックコメントに付すことになると思う。

(田中委員) よく「高齢化社会」と言われるが、あるところでは既に高齢化ではなく「高齢社会」になっている。答申書にも「高齢化」と書かれているが、郡上市は高齢化率が34%以上という

段階に突入し、「高齢社会」もっと言えば「超高齢社会」であり、いつまでも高齢化ではないと考えている。それをいつも疑問に思っているが、そのあたりの見解はいかがか。

(会長代理) 正確に言えば「高齢社会」あるいは「超高齢社会」であり「高齢化」ではない。それが更に高齢化するとき、その表現をどうしたらよいかということもある。ご苦勞ではあるが、表現としては「高齢社会」「超高齢社会」が、率にすると更に進むというニュアンスを出せる文章表現になると良いと思う。

(会長) 趣旨としては、まだまだこれからということではなく、既に高齢社会になっているという危機感をもう少しはっきり表現できると良いということか。

(会長代理) ものは考えようである。郡上市は他に先行して高齢化が進んでいることから、そのときにどういう社会システムが考えられ、どのようにチャレンジしていくか、そのような姿勢を示すことができると良い。

(田中委員) 基本理念が「郡上市の持続可能なまちづくりに向けて ～ともに支え、ともに創る～」であり、これに沿った大綱(案)の答申になると思う。高齢者を考えた場合に、これから高齢化に突入する段階ではなく、大綱としてもその部分については特徴が出ていないと思われる。今回の大綱は、「高齢社会」という実際の背景の中で、高齢者を活用しようという内容にはあまりなっておらず、そのあたりの表現は難しい。

(会長代理) 郡上市の背景について、市民の方にも知ってもらえるような表現であると良い。超高齢社会の中で、持続可能な社会に向けて、職員はもとより市民の皆さんも一緒になって取り組んでいただくという思いが、市民の皆さんに伝わる表現になると良い。

(会長代理) 沖縄は高齢者が幸せな社会であると言われる。それは、年上の方が大切にされ、尊敬されている社会のためである。一般論として、高齢者を邪険にしないコミュニティのあり方は幸せ度が増すと思う。人によっては封建的なイメージを描くこともあるかもしれないし、思想の自由もあるので、行政の関わり方は難しいが、そのような社会をつくる努力は必要かもしれない。戦後の歴史の中で、高度経済成長やこれに伴う社会の歪みなども我々は経験してきており、そのような経験を踏まえた上で、もう少し幸せ度の多い社会を作ったほうがベターであり、比較多数の人がこういったこと認識するのが日本人の幸せにとって存外大事かもしれない。

(事務局) 答申書の「高齢化」の表現は工夫したい。

(会長) 答申の2段落目のところで、「あらゆる取組みを進める」と書かれている。何を目標にするかと考えた場合、基本理念にある「持続可能なまちづくりに向けて」という言葉を加えることで、より明確になると思う。

(事務局) 言葉を加えて修正したい。

(会長) 本文について、その他意見はないか。よろしければ、全体事項及び個別事項に係る意見について審議する。

(会長代理) 取組みに関するお願いになるが、コンビニの店員などは外国の方が増加している。改正入管法が施行され、外国人の方が更に増えることは間違いなく、現行では想定されていないが、結婚や出産により永住する方も実質的には増加するかもしれない。国は出入国管理をしているが、入国後の外国人の方に対して基本的に向き合うのは基礎自治体である。ぜひ、市の市民活動センターなどで、外国の方と日本人とが共生していくことを考えるシンポジウムなどを早期に企画し、市民の皆さんに知らせていただきたい。市役所やその関係団体がそれを率先して行わないと、一般の企業などの方は分からない。最初の立ち上がりが大切である。

(事務局) ただ今のご指摘は、答申書(案)に「外国人市民の増加の想定など、社会構造の変化を的確に把握しながら、既成概念にとらわれない市民協働手法を検討すること。」と示しているところを、例えば「市がイニシアチブを取りながら」や「市が率先して」などといった表現を加えて、市として果たすべき責任をもう少し明確に示すことと捉えればよろしいか。

(会長代理) そのようなニュアンスで改めていただくと良い。

(田中委員) 全体事項の2つ目に職員の意識改革とあるが、このままでは何をどう意識改革するかがぼやけてしまう。まずは、職員のみなさん自身が大綱の基本理念を理解し、これを徹底するこ

- とが意識改革につながるので、そのあたりを盛り込んでいただきたい。
- (事務局) 基本理念の理解又は徹底について、委員の意図を踏まえ言葉を盛り込んでいきたい。
- (河合委員) 個別事項の「創る改革」における指摘事項が長文となっており、言わんとすることがぼやけている。審議に携わっている者としては理解できるが、初見の方には分かりにくい。「行政サービスで行ってきたが、今となっては民間ができることを囲い込んでいるのではないか」ということの指摘と、「その部分を民間に開放していく」という方策、その目的の部分など、もう少し分かりやすく表現できないか。
- (事務局) 分かりやすい表現になるよう努力する。
- (会長) 全体事項の2つ目の中で「市民の価値観と意識の変革に力点を」となっている部分について、行政側が市民の意識の変革をするという表現は少し問題があるのではないか。変革というよりは理解を得るというスタンスであると思うので、その重要性を指摘する表現に修正されたい。また、先程の会長代理からあった外国人との共生に関する指摘に対して、事務局から回答があった「イニシアチブ」という表現も、行政がすべて主導的に実施すると捉えられかねないので、もう少し適切な表現に改めていただくと良い。行政改革はあくまで市民のために行うものであり、市民の理解を得るという意識の中で、ことばのトーンは注意して選択する必要がある。従って、答申書の中で指摘する我々の意見も、そのように表現していただきたい。
- (蒲委員) 市民のみなさんに自から行動していただけるよう、行政はうまく仕掛けていくことが必要。そのような考え方に基づいて施策を講じていくことが理解につながると思う。
- (田中委員) 個別事項の3つ目に「厳しい職場環境がメンタルヘルスに与える影響」とある。行政もそうかもしれないが、一般の会社はもっと厳しいことを考えると、この部分を市民のみなさんが読んでどう感じるか心配がある。
- (事務局) ここで言う「厳しい」というのは、職員数が減ってきている実態を意味するものであり、他の企業や会社と比較しているものではないのでご承知いただきたい。
- (田中委員) 書く側と読む側では、受け止め方に違いが出るため懸念される。市としての取組みの状況も踏まえつつ、誤解を生まない表現としてはどうか。
- (会長) 文章でつながっているので問題はないかもしれないが、捉える人によって違いがあるので検討していただきたい。
- (事務局) ご指摘のことを踏まえ、誤解を生じないよう表現を検討する。
- (増田委員) 文章の末尾の表現が「〇〇されたい」、「〇〇すること」と統一されていないが、何か意図はあるのか。
- (事務局) 特に意図したわけではないが、これまでの意見をまとめる中で、流れやニュアンスで表現に違いが出たものと思う。なお、これまでのことも含め確認をさせていただくが、本答申書は審議会の皆様から市及び我々市職員に向けたメッセージである。表現については、統一的にする方向で検討させていただく。
- (会長) 個別事項の市民協働の部分で、市民協働センターについては「周知」だけで良いか。市民協働のあり方は難しいが、難しいとついつい後回しになってしまうので、置き去りにならないようにしていただきたい。
- (会長) その他ご意見はないようであるが、今後の進め方についてはどうなるのか。
- (事務局) 「(3) 今後後のスケジュール」の中で説明させていただく。

(3) 今後のスケジュールについて [資料：3]

- (会長) 今回答申の作成が完了する。次第にあるように、3月27日水曜日に私と田代委員、田中委員の3名で市長への答申を行う予定である。詳細については事務局から説明願いたい。
- (事務局) 資料3に、これまでの流れとこれからの予定を記載しているが、答申については先ほど会長からご説明のあったとおりである。本日皆様方からご意見をいただき、これに基づき訂正する部分があるが、予定された審議会の開催は本日で最後のため、この先は修正後の大綱(案)及

び答申書を審議する場面がない。これについては、会長一任という形でよろしいか。

【⇒委員了承】

(事務局) 答申書と大綱(案)の考え方については、先ほど事務局として説明申し上げたように、市長が市の原案である骨子を示した上で審議会に諮問を行い、審議会において原案に肉付けを行い大綱(案)として仕上げ、これを添えた答申書をもって市長へ答申することとなるので、このプロセスについて今一度ご確認いただきたい。なお、答申後のスケジュールとしては、大綱(案)を庁内の各課に照会の上、4月冒頭実施する行政改革推進本部会議で最終確認し、市の大綱(案)として決定する。以降、パブリックコメントを行い、5月の上旬をめどに「第3次郡上市行政改革大綱」として確定し、市ホームページにおいて公表するとともに、その後の議会にも報告と説明を行う予定である

(会長) 特段質問もないと思うがよろしいか。

(事務局) 増田委員からの質問に対してご説明申し上げた、職員数の増加が見られる年次の部分について、先ほど消防の例を挙げた。確認したところ、平成34年は定年延長の初年度であり1年定年が伸びるが、その前年度に職員を採用しない訳にもいかない。従って、一時的にその年に増加するものであるので、ご承知おきいただきたい。

(市長公室長) この職員数の見込みであるが、定員適正化計画も並行して策定している関係上、現時点で成案となっておらず、変更される可能性もあるので、その点はご了承願いたい。

4. その他

特になし

5. 閉会

<市長公室長>

会議が重複したため、遅れての出席となったことをお詫び申し上げます。本年度7回目の審議会となったが、皆様方お忙しい中、時間を割いてご出席いただき感謝申し上げます。尾藤会長、昇会長代理をはじめ、また皆様方にも大変いい雰囲気の中で適切なご意見を出していただき、最終案として完結できそうなところまで辿り着いた。皆様方のご尽力、ご協力に対して改めて感謝申し上げますとともに、また色々な場面でお世話になると思うが、今後ともよろしく願い申し上げます。本日はありがとうございました。

以上、16時45分終了